

第42回全国育樹祭協賛要領

平成30年3月30日 29東育樹第110号

(趣旨)

第1条 この要領は、第42回全国育樹祭（以下「育樹祭」という。）の趣旨に賛同する法人及びその他団体（以下「法人等」という。）が、育樹祭及び育樹祭関連行事（以下「育樹祭行事」という。）に協賛する際の取扱いについて、必要な事項を定める。

(協賛)

第2条 この要領において協賛とは、法人等が第42回全国育樹祭東京都実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対して行う次の各号に掲げる行為をいう。

(1) 資金協賛

育樹祭の準備及び運営に要する資金（以下「協賛金」という。）の提供

(2) 物品協賛

育樹祭の準備及び運営に要する物品、資材等（以下「協賛品」という。）の提供又は無償貸与

(3) 広報・PR協賛

育樹祭行事の広報若しくはPRの実施（法人等が保有する各種メディア等の媒体を活用して行うものに限る。）又は媒体の提供

(4) その他協賛

前各号の他、実行委員会が特に認めるもの。

2 前項第1号に規定する協賛金の提供については、5万円を1口とする。

3 第1項第2号から第4号までに規定する協賛の内容については、協賛を行おうとする法人等と実行委員会とが協議し決定する。

(申込受付期間)

第3条 協賛の申込みを受け付ける期間は、平成30年4月1日から平成30年8月31日までとする。

(協賛の申込等)

第4条 協賛を申し込む法人等（以下「申込者」という。）は、あらかじめ「第42回全国育樹祭協賛申込書」（別記様式第1号。以下「申込書」という。）を実行委員会会長に提出する。

2 実行委員会会長は、申込書の提出があった場合であって、第10条第1項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、申込者に対し、「第42回全国育樹祭協賛申込受理通知書」（別記様式第2号）により受理した旨を通知する。

(協賛金の振込等)

第5条 第2条第1項第1号に規定する協賛の申込者は、前条第2項による通知（以下「受理通知」という。）を受けたときは、実行委員会が指定する金融機関の口座への振込の方法により、平成30年11月16日までに協賛金を納付する。なお、振込に係る手数料は申込者の負担とする。

- 2 協賛金の受領書は、原則として金融機関が発行する振込金受取書をもって代えるものとする。ただし、実行委員会は、受理通知を受けた申込者（以下「協賛者」という。）の希望により、領収書を発行することができる。

(協賛品の受納等)

第6条 第2条第1項第2号に規定する協賛の申込者は、受理通知を受けたときは、実行委員会が指定する方法により、期日を調整の上、協賛品を納入する。

- 2 複数の申込者から同一の物品協賛の申込みがあり、かつ、必要数以上となった場合は、申込順に受理する。
- 3 実行委員会は、協賛者の希望により、受領書を発行することができる。

(広報・PR協賛)

第7条 第2条第1項第3号に規定する協賛の申込者は、受理通知を受けたときは、内容の詳細について、事前に実行委員会と協議の上、広報若しくはPRの実施又は媒体の提供を行う。

- 2 協賛者は、前項の協賛を実施後、実行委員会に実施状況を報告するものとする。

(協賛の特典等)

第8条 協賛者の特典は、別表1「協賛者特典一覧表（以下「特典一覧」という。）」のとおりとする。ただし、第2条第1項第2号から第4号までに規定する協賛者の特典は、実行委員会が協賛の内容から換算した金額により、特典一覧の協賛金額の区分に応じたものとする。

- 2 法人等が複数回協賛した場合は、その合計額により算出した額に応じた特典とする。
- 3 実行委員会は、第1項に規定する特定一覧以外に、必要に応じ、協賛者の特典を追加することができる。

(協賛金の使途)

第9条 協賛金は、その全てを次の各号のいずれかに掲げる経費にのみ充てることとする。

- (1) 育樹祭の広報に要する経費
- (2) 会場施設等に係る多摩産材等木材の利用促進に要する経費
- (3) その他育樹祭の準備・運営に要する経費

(協賛申込の不受理等)

第10条 実行委員会会長は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、申込書を受理しないものとし、申込者に対しその旨を「第42回全国育樹祭協賛申込不受理通知書」(別記様式第3号)により通知するものとする。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体、又は育樹祭を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用するおそれのあるもの
- (2) 暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)であると認められるもの
- (3) 育樹祭について、品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げる恐れのあるもの
- (4) その他法令又は公序良俗に反するもの等実行委員会会長が不相当と判断するもの

2 実行委員会会長は、実行委員会が協賛金又は協賛品を受領後に、協賛者が前項各号のいずれかに該当するに至った場合又は前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、協賛を取り消すものとし、協賛者に対しその旨を通知するとともに協賛金又は協賛品若しくは第8条第1項に規定する金額を返戻する。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、協賛の取扱いに必要な事項は、事務局長が別に定める。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

別表 1

協賛者特典一覧表

特 典			協賛金額					協賛品 その他
			100万円 以上	50万円 以上 100万円 未満	30万円 以上 50万円 未満	10万円 以上 30万円 未満	5万円 以上 10万円 未満	
1	式典プログラム・記録誌への掲載	協賛者ロゴ	○	○	○			換算金額に応じ、左の区分を適用
		協賛者名	○	○	○	○	○	
2	育樹祭公式HPへの掲載	協賛者ロゴ	○	○	○			
		協賛者名	○	○	○	○	○	
		協賛者HPへのリンク	○	○	○	○	○	
3	式典会場のTOKYO おもてなしコーナーでの協賛者ボードへの掲載	協賛者ロゴ	○	○	○			
		協賛者名	○	○	○	○	○	
4	シンボルマーク、大会ロゴ、ポスター原画の使用		○	○	○	○	○	
5	新聞等広告協賛		協賛金額により、掲載サイズが変わります。					

【留意事項】

- ① 上記1～3の掲載順位は、協賛金額の高い順とし、同額の場合は、申込順とする。
また、協賛金額に応じて、文字やロゴの大きさを変更する。
- ② 特典を希望しない場合には、その旨を実行委員会へ申し出ることとする。
- ③ 上記特典に加え、式典終了後謝意表明として、感謝状（協賛者全員）を贈呈する。
- ④ 上表1の記録誌は平成31年3月頃発行予定。
- ⑤ 上表2の掲載期間：協賛申込書受理後～平成31年2月末
- ⑥ 上表4の使用時期：協賛申込書受理後～平成31年3月末